

太田市手話通訳者等派遣事業運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 太田市手話通訳者派遣事業実施要綱（平成21年4月1日太田市制定）に規定する手話通訳者の派遣及び太田市要約筆記者派遣事業実施要綱（平成21年4月1日太田市制定）に規定する要約筆記者の派遣を適切に実施するため、太田市手話通訳者等派遣事業運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 手話通訳者及び要約筆記者の派遣の実施の検討に関すること。
- (2) その他前号の事務の実施に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる職にある者又は機関の代表者をもって充て、市長が委嘱する。

- (1) 障がい福祉課長
- (2) 社会福祉法人太田市社会福祉協議会
- (3) 太田市聴覚障害者福祉協会
- (4) 太田市手話通訳者連絡会
- (5) その他委員会が必要と認める機関

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉こども部において処理する。

(その他)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。